令和６年３月
新座警察署

◇ 速度取締り指針 ◇

■新座警察署管内では、交通事故の発生状況や住民の皆様の要望などに基づいて、次の路線や時間帯を重点に、交通事故を抑止するための速度取締りを行います。

速度取締りの重点路線、時間帯等

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
市道	9:00～12:00 14:00～17:00	新座市大和田、新堀、本多地内	30km/h （指定）

上記路線のほか、
〇国道254号、実勢速度が高い市道
でも速度取締りを行います。

【重点路線等の選定理由】
死亡事故を抑止するため、上記路線において、事故多発時間帯及び実勢速度の高い時間帯の速度取締りを強化します。

<管内における交通事故発生状況>（令和５年12月末現在）

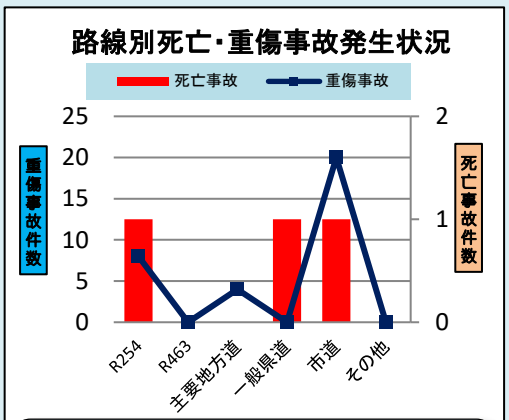

〇　死亡事故は、国道254号で１件、県道新座和光線で1件、市道で１件発生しています。
〇　重傷事故は、市道が全体の70%を占めています。

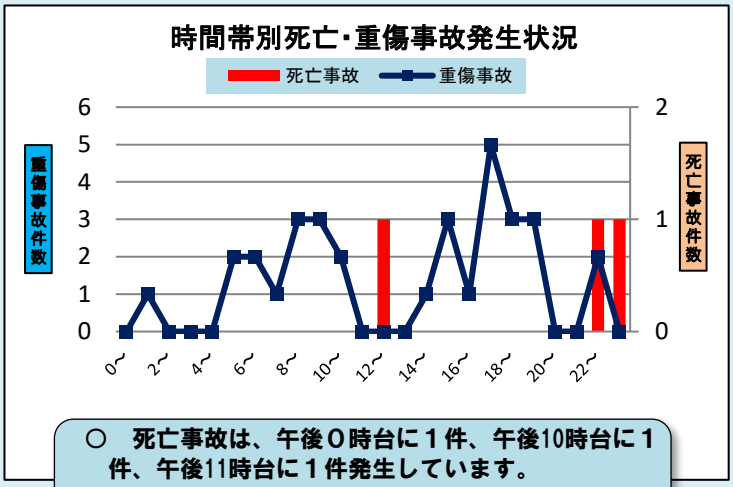

〇　死亡事故は、午後０時台に１件、午後10時台に１件、午後11時台に１件発生しています。
〇　重傷事故は、深夜帯の時間は少なく、昼間帯に多く発生しています。

～令和5年12月末現在～

- 新座警察署管内では死亡事故が国道で1件、県道で1件、市道で1件発生しています。
- 死亡事故は、午後0時台に1件、午後10時台に1件、午後11時台に1件発生しています。
- 重傷事故では、自転車及び歩行者が関係する事故が目立っています。

その他の交通指導取締り

- 志木駅、新座駅を中心とした自転車運転者に対する交通指導取締りを強化します。
- 志木街道を中心とした歩行者妨害の取締りを行います。（歩行者ファースト路線）
- 通学児童、生徒の交通事故を抑止するため、通学路での交通指導取締りを強化します。
- 交通事故抑止と円滑な道路交通を図るため、志木駅、新座駅を中心とした駐車違反取締りを行います。
- このほか、交通事故発生状況に応じた各種違反の取締りを推進します。